

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
1	学研企画課	広報発送業務	広報きづがわの配布業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
2	学研企画課	JR駅乗車券類・券売機類管理運営等業務	JR棚倉駅や上粕駅において、乗車券類等の販売や案内業務、駅構内の清掃業務等を行う。	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
3	総務課	木津川市役所宿日直業務	市役所本庁舎宿日直業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
4	総務課	自転車駐車場清掃業務	総務課が管理する市内の自転車駐車場の清掃業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
5	総務課	放置自転車等対策事業委託業務	総務課が管理する市内の自転車駐車場における放置自転車の警告及び保管場所への移送業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
6	環境課	指定ごみ袋保管・配送業務委託	指定ごみ袋保管・配送業務の委託	第1四半期	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設で市内に所在する団体であること	「第3号」
7	高齢介護課	木津川市山城老人福祉センター受付業務及び清掃業務委託	山城老人福祉センターにおける受付及び清掃業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であり、見積もりを徴した結果予定価格の範囲であれば契約する	「第3号」
8	高齢介護課	木津川市ふれあい支援事業（基準緩和型訪問型サービスA）業務委託	きづがわふれあい支援員による訪問型サービスA（生活援助）委託業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
9	管理課	木津地区市道清掃等維持管理作業	路面清掃・中低木寄植剪定・除草・塵芥収集業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
10	管理課	加茂地区市道清掃等維持管理作業	路面清掃・中低木寄植剪定・除草・塵芥収集業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
11	管理課	山城地区市道清掃等維持管理作業	路面清掃・中低木寄植剪定・除草・塵芥収集業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
12	管理課	木馬公園ほか公園維持管理作業	除草・清掃作業	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
13	管理課	駅東公園ほか公園維持管理作業	除草・清掃作業	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
14	管理課	やすらぎ公園ほか公園維持管理作業	除草・清掃作業	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
15	教育総務課	相楽小学校除草及び剪定等委託業務	敷地内の除草及び剪定業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
16	教育総務課	加茂小学校除草及び剪定等委託業務	敷地内の除草及び剪定業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
17	教育総務課	泉川中学校除草及び剪定等委託業務	敷地内の除草及び剪定業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
18	学校教育課	通学児童見守り業務	通学児童見守り業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
19	社会教育課 (中央図書館)	中央図書館日常清掃業務	図書館の日常清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
20	社会教育課	市内社会体育施設等の清掃等業務	市内社会体育施設等の清掃等業務	第1四半期	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設で市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
21	社会教育課	中央体育館内の清掃業務	中央体育館内の清掃業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
22	社会教育課	中央体育館等夜間等管理業務	中央体育館等夜間等管理業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
23	社会教育課	木津川市北別館夜間及び休日管理業務	庁舎北別館の夜間・休日の管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
24	社会教育課	東部交流会館夜間管理業務	東部交流会館の夜間管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
25	社会教育課	南加茂台公民館管理業務	南加茂台公民館の夜間・休日管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和7年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和7年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
26	社会教育課	公民館（南加茂台・瓶原）除草及び樹木管理業務	公民館（南加茂台・瓶原）除草及び樹木管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
27	文化財保護課	木津地域文化財保護課管理地除草業務	史跡公園等年2回除草	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
28	文化財保護課	山城地域文化財保護課管理地除草業務	史跡市有地等年2回除草	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」